

令和3年度 一般会計 予算内示 事業別概要書 (当初)

款	2. 総務費	大事業	1. 消費者保護及び相談事業
項	1. 総務管理費	中事業	
目	15. 消費者行政推進費	担当所属	消費生活センター

予算種別	補助/単独	事業区分	前年度 当初予算額	増減額	前々年度 決算額	実施計画	5年間計画額	
經常	単独	計画	0	0	490	第2章 基本施策8 施策2	人と自然が調和した安心して暮らせるまち（都市基盤・住環境）	-
							市民相談・結婚支援	-
								-
							安全な消費生活を守ります	-
								-

本年度事業費	(歳入)	(歳出)
本年度当初要求額	1,714	
本年度当初査定額	1,702	13,695

財源内訳	県支出金					その他	一般財源
本年度当初要求額	0					1,714	△1,714
本年度当初査定額	1,702					0	11,993

<事業に関する説明>

<p>(事業の概要) ・消費生活専門相談員を配置し、電話、窓口において相談を行います。</p> <p>・千葉県消費生活センター連絡協議会に参加して、連絡会議に参加をします。</p> <p>・ホームページ等で消費に関する情報を発信し、トラブルを未然に防ぐよう事例等、消費生活相談に関する啓発活動を行います。</p>	<p>(事業の目的) ・消費生活相談に寄せられる苦情、問い合わせ等に対して、消費生活センターが、あっせん等を実施し消費者利益の擁護を図ります。</p> <p>・消費生活相談に寄せられる相談状況を被害の未然防止及び消費生活安定向上のため実施する啓発事業の情報源として活用します。</p> <p>・相談員が専門的な研修を受講する機会を確保することにより紛争等に対し公平で公正な解決が図れるようにします。</p>	<p>(事業の効果) ・消費生活相談へ寄せられた契約をめぐるトラブル等に助言を与え</p> <p>るとともに、消費生活センターとして、あっせんや救済を実施することにより、消費者の利益擁護を図ることができます。</p>
<p>(事業実施上の問題点)</p>	<p>(前年度からの見直し点) ・消費生活相談員報酬の近隣市町村との時給格差を埋め、安定して相談業務が行えるよう、報酬を100円上げます。</p> <p>・相談では、常に新しい情報が必要となることから、新聞購読を行っていますが、一紙をやめ、予算の削減をしました。</p>	<p>(見積についての特記事項)</p>

節	本年度 当初査定額	前年度 当初予算額	増減額
01	9,956	8,832	1,124
03	1,232	1,014	218
04	1,160	1,363	△203
07	300	300	0
08	963	701	262
10	50	159	△109
11	9	8	1
18	25	29	△4

款	項	目	節	細節	細々節	歳入特定財源科目名称	本年度 要求額	本年度 査定額	前年度 予算額	増減額	
特定財源	17	02	01	01	02	00	地方消費者行政推進交付金	1,714	1,702	1,228	474
	差引一般財源							△1,714	11,993	△1,228	13,221